

前橋市告示第 23 号

入札公告兼入札説明書

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 1 月 13 日

前橋市長 山本 龍

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 売却する物品

別表のとおり

(2) 入札方法

一般競争入札（入札書の提出）による。

物品の状態を確認のうえ、「入札書」に所定事項、入札金額（予定価格以上で千円単位）を記載し、入札箱に投入する。なお、入札書の提出は 1 回限りとし、取消しや変更も認めない。

また、入札書の郵送や電話、ファックス又は電子メール等による提出は認めない。

(3) 入札の日時及び場所

日時 令和 5 年 1 月 21 日（土）午前 9 時から午後 2 時まで

場所 旧前橋市議会庁舎 正副議長室、議長応接室、議会運営委員会室

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和 5 年 1 月 21 日（土）午後 2 時以降

場所 旧前橋市議会庁舎 正副議長室、議長応接室、議会運営委員会室

(5) 入札保証金

前橋市契約規則第 5 条第 1 項 2 号の規定により免除

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する場合はこの入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げる者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる者もしくは
(2)に掲げるものから委託を受けた者、またはそれらに掲げる者の団体

- (4) 日本語を完全に理解できない方
- (5) 入札参加仮申込みを行う時点で18歳未満の方
- (6) 前橋市が定める契約規則、入札公告兼入札説明書等の内容を承諾せず、順守できない方
- (7) 市有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の3第1項に規定される公有財産に関する事務に従事する前橋市職員

3 入札に関する情報を示す期間及び方法

期間 令和5年1月21日（土）午前9時から午後2時まで

方法 旧前橋市議会庁舎で開催する有償譲渡会において、物品を公開する。

4 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札

イ 入札に際し不正行為のあった者の入札

ウ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

エ 予定価格（最低売却価格）以下の入札金額を記載した者の入札

オ その他入札に関する条件に違反した者の入札

(2) 入札時における注意事項

ア 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

イ 入札金額に千円未満の記載があった場合は、切り捨てとみなす。

ウ 転売目的で入札に参加する場合、古物商の許可を得ていることを条件とする。

5 落札者の決定

(1) 入札期間終了後、前橋市は開札を行い、入札物件ごとに提出された有効な入札書のうち、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。

(2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- (3) 有償譲渡会会場1階受付で落札者の整理番号を発表するとともに落札者の連絡先に連絡する。

6 契約に関する事項

- (1) 売買契約の締結
買受希望者からの入札書の提出及び、入札の結果通知をもって契約の承諾（成立）とし、契約書は省略とする。
- (2) 契約保証金
前橋市契約規則第22条第1項6号の規定により免除
- (3) 代金の支払い
落札金額を有償譲渡会の会場において現金で支払うこととする。
- (4) 契約の解除
契約に定める義務に違反したとき、前橋市の定める一般競争入札に参加するために必要な資格又は契約締結に必要な資格がないことが判明したときは、契約を解除することがある。
- (5) 費用負担
運搬その他、入札参加に関し必要となる費用は参加者の負担とする。
- (6) 契約に当たっての主な条件
買主は契約締結後、破損、動作不良、品質、機能等に関して不適合のあることを発見しても、売払代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

7 問い合わせ先

前橋市議会事務局総務課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市議会庁舎4階

電話 027-898-5911（直通）

(別表)

入札区分 番号	名称	予定価格	入札保証 金
1	事務机・革張り椅子セット (A)	12,000	免除
2	事務机・革張り椅子セット (B)	12,000	免除
3	更衣ロッカー (A)	6,000	免除
4	更衣ロッカー (B)	6,000	免除
5	応接用テーブル・応接椅子セット (A)	36,000	免除

6	衝立	5,000	免除
7	事務机・回転椅子セット	5,000	免除
8	新聞スタンド	1,000	免除
9	応接用テーブル・応接椅子セット (B)	19,000	免除
10	応接用テーブル・応接椅子セット (C)	19,000	免除
11	キャビネット	8,000	免除
12	会議用テーブル・肘付回転椅子セット	45,000	免除

※「予定価格」とは、あらかじめ市が定めた最低売却価格（消費税および地方消費税相当額を含む）であり、この金額以上の入札額を有効とする。